

社会福祉法人幡豆福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

(対策)

- 平成29年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成34年3月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布